

## 秩父市農業委員会 令和2年 第2回 定例総会 議事録

1 会 期 令和2年2月21日（金） 午後2時03分から  
同 日 午後3時06分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員（12人）

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員（1人）

委 員	11番	豊 田 辰 夫
-----	-----	---------

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第 9号	農地法第3条の規定による許可申請について	(2件)
議案第10号	農地法第4条の規定による許可申請について	(4件)
議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について	(9件)
<del>議案第12号</del>	<del>農用地利用集積計画の決定について</del>	<del>(1件)</del>
議案第13号	農用地利用配分計画の意見について	(1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (11人)

第1区域	吉川 稔		
第2区域	笠原 広久	小林 弘	
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司	
第4区域	新井 一郎		
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志	
第5区域	高岸 義雄		
第6区域	千島 初夫	長谷川 満	

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (3人)

第1区域	浅見 健
第4区域	大島 正一
第5区域	引間 勲

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主席主幹	小嶋 祥弘
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主席主幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長(糸会長)** ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第2回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

**議長（会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（会長）** 本日、11番 豊田 辰夫委員、第1区 浅見 健推進委員、第4区 大島 正一推進委員、第5区 引間 勲推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。3番 高橋 信之委員 及び 4番 高野 忠財委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

### 日程第5 諸 報 告

**議長（会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

**斎藤事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

1の農地改良等に係る届出の受理についてですが、番号1の申請地は尾田蔭公民館の西約150mの位置にあります。届出事由は、申請地は傾斜地で雨の後などは山側より水が染み出ていたが、東日本大震災の後は断層がずれたらしく常時水が染み出している。また、隣接地も盛土したため、周りより低くなり雨水が溜まりやすいため、表土を30cmから90cmほど客土し平坦化させ、耕作し易くするためです。改良後も引き続き大根、白菜、キャベツ等を作付けする予定です。

次に番号2の申請地は釜の上農園村交差点の南西約400mの位置にあります。届出事由は、申請地内にイチゴの育苗ハウスがあり、そのハウスの脇に段

差があり約50cmほど客土し水はけを良くするためです。

裏面をご覧ください。次に番号3の申請地は釜の上農園村交差点の南東約700mの位置にあります。届出事由は、申請地は隣接する県道より低く水が溜まりやすいため、平均70cmほど客土し耕作し易くするためです。改良後は自家用野菜を作付けする予定です。

届出内容を審査しましたところ、いずれも改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、隣接農地の承諾書も添付され、申請者は改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長専決により受理いたしました。

次に2の農地法第5条の規定による許可申請書の却下についてですが、番号1、番号2のいずれも令和元年第6回定例会 議案第27号において許可相当とされた案件で埼玉県へ進達状態にあり、許可書は発行されていませんでした。

譲渡人は、当初申請地は傾斜地であるためここを整地し耕作面積を拡大しようと考えておりましたが、譲渡人が今後の営農計画を考え直した結果、必要以上に耕作面積を拡大しても、作業できないとして平成元年11月5日に取下願の提出に至りました。

このことにより、譲受人にも取下願の提出を求めましたが、提出がないため却下通知を平成2年1月30日付けで郵送いたしました。

このことを会長に報告し専決により処理いたしました。諸報告は以上です

## 日程第6 審議議案の報告

**議長（会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**齋藤事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の6ページをお開きください。議案第11号、番号6を削除してください。

次に8ページをお開きください。議案第12号を削除してください。

訂正は以上です。

それでは、令和2年第2回定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について が2件

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について が4件、

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について が9件、

議案第13号 農用地利用配分計画の意見について が1件、  
以上でございます。 よろしくお願ひします。

**議長（糸会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に  
配付しておりますので、ご了承願ひます。

## 日程第7 議 案 審 議

議案第9号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （2件）

**議長（糸会長）** 次に、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について  
を議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**高野参与** それでは、番号1、番号2について、関連がありますので一括して説  
明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。

案内図の1ページをご覧ください。

番号1の申請地は、上影森 字 久保 畑 1筆 76平方メートルで、秩父鉄  
道影森駅の南西710メートル付近に位置し、平成19年相続により取得した土地  
です。

次に、案内図の2ページをご覧ください。

番号2の申請地は、上影森 字 日影 畑 4筆 975平方メートルで、秩父  
鉄道影森駅の南南西350メートル付近に位置し、平成23年相続により取得した  
土地です。

申請事由ですが、新規就農に伴う農地の取得及び使用貸借です。

譲受人は、番号1の申請地に隣接して居住し、現在は地方公務員として在職中  
ですが、将来を見据え、番号1の畑76平方メートルの取得と、番号2の使用貸  
借による975平方メートルを合わせた1,051平方メートルの畑で新規就農を予定  
しています。

現在農地を所有しておらず、影森区域における別断面積が10アールであるこ  
とから、取得と使用貸借を合わせて申請要件を満たし申請されたものです。

また、農作業歴においては5年とのことで、耕運機、軽トラック等を所有して  
います。

担当委員と面談をいたしたところ、通年で自家用野菜の栽培と既に譲渡人が植  
栽した柿と梅の管理を引き続き行いたいとのことでした。

現地を確認しましたところ、番号1は柿、梅の木が植栽され、番号2は野菜類

が作付されていまして。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8番（豊田委員）** 番号1、番号2は関連がありますので続けて意見を申し上げます。番号1は譲受人のすぐ隣の畑で柿や梅の果樹栽培を番号2は大滝在住の父親と一緒に野菜の栽培をやっていききたいとのことですが、申請地もきちんと管理されておりました。特別問題もないと判断いたしました。よろしくご審議の程お願いします。

**1区（吉川推進委員）** 番号1、番号2の案件について意見を申し上げます。先日、事務局と豊田委員と現地確認及び譲受人と面談しました。譲受人は公務員で新規就農者として大滝で農業者の父親と一緒に耕作していくとのこと。特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

**議長（条会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第9号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（条会長）** 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

**議案第10号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （4件）**

**議長（条会長）** 次に、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**岩田主事** それでは番号1について説明します。

申請人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大畑町 田 1筆 52㎡で平成27年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきまして、案内図の 3ページをご覧ください。申請地は、秩父第一中学校の北北東に約300m離れた場所にあり、立地の基準につきまして

は市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。

転用目的は貸駐車場用地です。

申請事由ですが、申請地は平成10年に道路用地として秩父市に寄付し、残地として残った土地であり、面積も小さく、また申請者の自宅からも距離があったために管理が難しく、近隣の住民への貸駐車場として利用されていました。

この度登記簿等を確認したところ、農地転用の許可を受けていない農地であることが判明しましたが、現状に復旧することも難しいことから、引き続き現況のままで使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

計画では近隣住民への貸駐車場用地4台分として使用する予定で、資金調達計画はありません。また、隣接に農地もないことから、転用による周囲の営農状況への被害はないものと考えられます。

現地を確認しましたところ、既に砂利が敷かれており、現況は駐車場の状態になっていました。

**高野参与** それでは番号2について説明します。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、4ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 1筆 975平方メートルで、影森福祉交流センター東側に隣接し、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、貸駐車場用地です。

申請事由ですが、申請人は、平成29年相続により申請地を取得しましたが、遠方に居住していることから、畑として耕作すること無く栗の木を植栽しましたが、管理が難しいことから現在は伐採し抜根されています。

この度、近隣の福祉施設や事業所から従事者の駐車場として使用したいとの要望があり、今後も耕作の予定が無いため、地域に貢献したいとして申請されました。

事業計画では、乗用車20台の貸駐車場を予定しています。

資金計画等も整っており、計画上問題は無いと思われれます。

また、隣接において耕作地は無く、周辺への営農に影響は無いと考えられます。現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

**小嶋主席主幹** 番号3について説明いたします。

申請人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字築瀬（ちくせ）・畑・2筆・66平方メートルで、平成2

2年に相続により取得した土地です。

案内図の5ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北北西約1,100メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は、農地への進入路用地です。

申請者所有の農地と東側の市道との進入路として使用したいとして申請されました。なお、本日の議案第11号番号7にて上程しております自己用住宅用地・進入路用地が許可相当と決した場合には、進入路については並行していることから、利便性を鑑み、一体として利用したいとのことです。

なお、農地の西側にも市道が接道しておりますが、こちら側の市道については道幅が狭く、車両の通行が困難であるとのことでした。

進入路の舗装等を行わないとのことで、新たな資金は発生せず、また隣接地に、申請者以外の耕作農地はありませんでした。

現地を調査したところ、保全管理されておりました。また、進入路が接道する東側の市道の幅員は約3.8m、西側の市道の幅員は約2mとなっております。

**新井主席主幹** 番号4について説明いたします。

それぞれ、申請者、申請地、申請事由等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 上吉田 字 つらはら堀 畑1筆 161平方メートルで、昭和62年に相続により取得した土地です。

案内図の6ページをご覧ください。

申請地は、合角ダム管理事務所から北西に約1470メートルにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は自己用住宅用地です。申請者は現在小鹿野町に居住していますが借家のため、定年後の住まいとして自分の生まれ育った場所に住みたいと、家を増改築する計画を進める中で農地であることが判明したため、始末書添付の上申請したものです。申請地に建つ家は昭和53年に建てられ、申請者の家族が住んでいました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画に含まれない農用地です。資金調達計画も整っており、特に問題はないと思われます。現地を確認したところ、申請通り家が建っていました。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺



います。

**9番（加藤委員）** 議案第10号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりで、申請事由、近隣の状況、申請書類等から判断し止むを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

**8番（豊田委員）** 番号2について意見を申し上げます。事務局から説明のあったとおり栗の木を抜いた跡があり、石が多い畑で農地にするには困難な状況で近隣の福祉センターなどの利用者から駐車場の要望が多いと感じました。止むを得ないと判断しました。よろしくご審議のほどお願いします。

**3番（高橋委員）** 番号3について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりです。申請地の耕作状況や近隣の状況から止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

**1番（新井委員）** 番号4について意見を申し上げます。事務局から説明のあったとおりです。現地調査したところ40年以上前から住宅が建っており止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。  
（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号について賛成をする諸君の挙手を求めます。  
（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第11号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （9件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**岩田主事** それでは番号1について説明します。

私からは番号1から3について説明します。

はじめに、番号1についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は大宮 字 日野田上 畑 1筆 964㎡で、昭和32年に譲渡人の父

が相続により取得しています。

案内図の 7 ページをご覧ください。申請地は南小学校の南東約 4 3 0 m 付近、芝桜公園内にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断しました。

転用目的は仮設店舗用地です。

申請事由ですが、譲受人は羊山公園内の芝桜の丘に芝桜開花中、譲渡人から申請地を借用し、農産物等を販売するための、テント 7 張りを設置し、仮設店舗用地として使用したいとして申請されました。なお、使用期間につきましては、許可の日から 3 ヶ月間の一時転用とのことです。

資金計画はなく、隣接農地の所有者からは転用することについて差し支えない旨の同意書が添付されています。

申請地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続いて、番号 2 について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は中宮地町 畑 1 筆 1 3 5 m<sup>2</sup>で、平成 3 0 年に相続により取得しています。

案内図の 8 ページをご覧ください。申請地は秩父消防署から南南東に約 4 2 0 m 離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第 3 種農地と判断しました。

転用目的は住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は昭和 3 6 年、申請者の先代の時代より、宅地として貸し借りをしていた場所であり、現在も物置 2 棟が建てられ、隣接する譲受人の宅地と一体で利用されています。

このたび調査をしたところ、地目が農地のままであることが判明しましたが、現状、農地に復旧することも難しいとして、始末書を添付のうえ申請をされました。資金調達計画も整っています。

また、隣接に耕作農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、申請通り、物置が 2 棟建てられており、住宅敷地の一部となっております。

続いて、番号 3 について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は太田 字 川久保 畑 1 筆 4 0 8 m<sup>2</sup>で、平成 2 4 年に相続により取

得しています。

案内図の 9 ページをご覧ください。申請地は大田公民館から北東に約 250 m 離れた場所にある、土地改良区域内の農地で、立地の基準につきましては第 1 種農地と判断しました。

第 1 種農地については原則として、農地転用許可をすることができないとなっておりますが、申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする事業の用に供するために行われるもので、既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限ることから、第 1 種農地の転用の例外規定に該当しているため、許可をすることができる案件と判断しました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、令和元年 7 月 31 日付けで、除外の決定を受けており、また転用することに差し支えない旨の土地改良区の意見書も添付されています。

転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、申請地の隣に本店を置き、運送業を主に営業をしています。かねてから譲渡人より、申請地の管理ができないと言われ、年に 3 回ほど草刈りを行なっていましたが、この度、農地を手放したいという申し出がありました。譲受人も、事業拡大の関係で、トラックや従業員の車両の置場として既存の敷地に隣接する当申請地を利用したいという意向があったため、両者間で協議が成立し、申請に至りました。

計画では、トラック 3 台、普通自動車 3 台を駐車させる予定で、資金調達計画も整っています。また、隣接農地の耕作者からは転用に差し支えない旨の同意書が添付されています。

現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

**高野参与** 私からは、番号 4、番号 5 について説明いたします。

はじめに、番号 4 ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、10 ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 1 筆 280 平方メートルで、影森福祉交流センターの北 90 メートル付近に位置し、平成 20 年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第 3 種農地と判断いたしました。

転用目的は、建物解体工事に伴う通路用地としての一時転用です。

申請事由ですが、譲受人は、申請地に隣接した土地に建築されている建物の解体工事の受注に際し、現況の道路が狭小で建物解体用の重機、運搬車両の通行に支障があるため、やむを得ず専用の通路として申請地を借り受け、安全かつ効率的に工事を完了したいとして申請されました。

事業計画では、解体工事現場から申請地を通り、隣接するアパートの駐車場を経由し市道に至る経路で車両等が通行することとし、工事完了後は原形に戻すとのことです。

事業計画、資金計画等も整っており、隣接する農地も無いため 特に問題は無いと思われまます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に、番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、11 ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 丙下原 畑 1 筆 16 平方メートルで、秩父二中の西南西 550 メートル付近に位置し、平成 6 年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第 3 種農地と判断いたしました。

転用目的は、排水管理設に伴う一時転用です。

申請事由ですが、譲受人は、令和 2 年 1 月 22 日付で転用許可を受けた 自己用住宅の建築中ですが、排水管の埋設位置の見直しにより、新たに一時転用が必要となったことから申請に至りました。

内容としては、当初の予定では自宅進入路に沿って埋設する計画でしたが、隣接地には排水管が既に敷設されており、管理・経済面からみても有利なことから既設排水管へ接続の変更を行うものです。

変更計画等も整っており、隣接農地所有者の承諾も得ておりますので、計画上問題は無いと思われまます。

なお、排水管理設後は、十分な耕作深度が得られるよう原形に復旧し、従前通り耕作を行うことができるとしております。

現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

**小嶋主席主幹** つづきまして、番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字築瀬（ちくせ）・畑・4 筆・2 6 5 平方メートルで、平成

22年に相続より取得した土地です。

案内図の5ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北北西約1,100メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが自己用住宅用地・進入路用地です。

譲受人は現在、市内で借り住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になり、土地を探していたところ、住宅環境のよい土地を紹介され、ここに住宅を建築したいとして申請されました。

なお、本日の議案第10号番号3にて決定をいただきました進入路用地と本申請の進入路は並行しており、利便性を鑑み、一体として利用したいとのことです。

資金調達計画も整っており、隣接に譲渡人所有以外の農地はありません。

現地を確認したところ、申請地は保全管理状態でありました。

**新井主席主幹** 番号8について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は下吉田 字 芦田 畑 1筆 1047㎡で、平成18年に相続により取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。吉田総合支所から東約750mに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は保育施設用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、皆野町でこども園を開設していますが、現在の立地上認可外保育施設の適合基準に合わないことから、移転先を探していたところ、地権者から本申請地を貸していただけることになり今回の申請となりました。延床面積248㎡の施設ができる予定で、現在の施設では21名の子供を預かっています。

なお、申請地は、旧吉田町時代の昭和49年に農村地域工業導入実施計画を定め農村地域への工場誘致を目指しましたが、誘致見込みはなく現在に至っております。埼玉県に確認したところ、計画地であっても工業以外の業種を拒むことはできないという回答から本申請となりました。また、秩父市が定める農業振興地域整備計画における農用地区域には含まれておりません。

資金調達計画も整っています。また並行して関係各所との協議を進めている状況です。現地を確認しましたところ、管理農地となっていました。

番号9について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、申請地を借り受けて、太陽光発電施設用地として転用するものです。

貸渡人については、今後においても耕作する予定はなく、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

なお、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年12月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

案内図の14ページをご覧ください。申請地は龍勢会館前交差点から東北東約660mに位置しています。

申請地は、吉田久長 字 宮外戸 畑1筆 1341㎡。昭和36に相続で取得した土地です。

事業計画では、太陽光パネル360枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

現況を確認しましたところ、不耕作地となっております。

番号10について説明します。

それぞれ、申請者、申請地、申請事由等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 上吉田 字 つらはら堀 畑1筆 46平方メートルで、平成6年に相続により取得した土地です。

案内図の6ページをご覧ください。

申請地は、議案第10号番号4の土地の隣接地です。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は進入路用地です。譲受人は申請地に隣接する住宅に転入する予定ですが、申請地は昭和53年に家ができる以前から進入路として使用してきており、

今後も進入路として使いたいことから始末書添付の上申請されました。譲受人と譲渡人は本家分家の間柄であり、昔から隣の土地に進入路が作られていたということから土地については贈与される予定です。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画に含まれない農用地です。現地を確認すると進入路ができていました。特に問題になることはないと思われま

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番（加藤委員）** 議案第11号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりですが、毎年この時期になると一時転用で出される案件ですが、転用終了後は確実に耕作できるような状態に戻すという条件を付して許可相当とするということでご審議していただきたい。

番号2は50年以上前から賃貸していたが、この度売買するに至り農地法の許可を得ていないことが判明し、周りは宅地化が進んでいる地域でもあり止むを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

**5番（富田委員）** 番号3について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりですが、申請地は不耕作状況で隣接の運送会社も手狭になっていることから、止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

**8番（豊田委員）** 番号4について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりです。現地調査したところ解体予定の建物は空き家で進入路がここしかないので、止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

**7番（新田委員）** 番号5について意見を申し上げます。事務局の説明と被る部分があるかと思いますが、先月1月定例会で5条申請による自己用住宅に建築に係る排水管の埋設のための一時転用ですので、特に問題ありません。よろしくご審議のほどお願いします。

**3番（高橋委員）** 番号7について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりですが、譲受人は市営住宅に住んでおり手狭になったとのことで、現地も不耕作状態が続いており止むを得ないと判断しました。よろしくご審議のほどお願いします。

**13番（彦久保委員）** 番号8について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりですが、譲受人は皆野町でこども園を運営していますが、

陽当たりも良いこの地区に移転したいとのことで、地域の活性化にもつながると思いますので止むを得ないと判断しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**4番（高野委員）** 番号9について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりです。現地確認しましたがこの地区は番場推進委員が農地を守ろうと動きましたが周りも太陽光が増えてしまいました。現地も不耕作状態で止むを得ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**1番（新井委員）** 番号10について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりです。先ほど4条申請もありましたが、近隣に迷惑も掛からないので問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**2番（横田委員）** 番号1についてですが、去年は私が担当し終了後耕作するか、保全管理するなりしないと次はダメといいましたが、地権者等はどのように考えているのでしょうか。

**岩田主事** 去年の現地確認の際、横田委員、吉川推進委員とほとんどの部分が斜面で山林化しているので非農地判断してもいいのではとなり、申請者に非農地判断の申出書を提出するよう指導しましたが、地権者の都合により今回については例年どおりの申請となった。再度指導したい。

**議長（糸会長）** 暫時休憩します。  
2時50分～3時00分（休憩）

**議長（糸会長）** 休憩前に引続き会議を続行します。  
他に質疑又は意見はありませんか。  
（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第11号について賛成をする諸君の挙手を求めます。  
（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。



**議長（会長）** 次に、議案第13号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井主席主幹** 議案第13号 農用地利用配分計画について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年2月5日付で、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などにたいし、判断をお願いするものです。

計画の内容を申し上げます。案内図の16ページをご覧ください。

このたびの配分計画に掲げられております下吉田 字 釜ノ上における計画地、1筆、2、100平方メートルにつきましては、令和2年第1回総会、議案第5号におきまして農用地利用集積計画を決定していただいたものです。埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手へ配分する計画です。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。

なお、この配分が決定した後は、借受人は、イチゴのハウスを建設しイチゴ栽培に取り組む予定です。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**1番（新井委員）** 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。良く管理された農地でイチゴ栽培をする。大変結構なことだと思います。特に問題ありません。よろしくご審議のほどお願いします。

**5区（番場推進委員）** 番号1について意見を申し上げます。イチゴ栽培を継続するというので、この地域の活性化にもなる案件です。何の問題もありません。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対

する意見を伺います。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号 農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長へ答申することにご異議ございませんか。

（無しという人あり）

**議長（衆会長）** 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。

## 日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長（衆会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第2回定例総会を閉会いたします。